

## 西宮市立運動施設の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立運動施設について、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

位 置	名 称
西宮市今津真砂町1番4号	西宮市立今津体育館
西宮市上田西町4番43号	西宮市立鳴尾体育館
西宮市上田市5丁目15番25号	西宮市立甲武体育館

### 2 指定管理者として指定した団体

共同事業体名 西宮スポーツコミュニティ共同体

構成団体 神戸市中央区港島中町7丁目1番1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

代表取締役社長 小川博之

東京都港区芝浦3丁目4番1号

株式会社 NTTファシリティーズ

代表取締役社長 一法師 淳

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 運動施設（駐車場を除く。）の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する業務
- (2) 運動施設（駐車場を除く。）の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 駐車場の使用料の徴収、減免に関する業務
- (4) 運動施設の使用の制限に関する業務
- (5) 運動施設及び設備の維持管理業務
- (6) その他運動施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

### 4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで